

大学共同利用機関法人自然科学研究機構大学共同利用機関長選考委員会規程

平成16年4月1日

自機規程第 31号

(趣旨)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則(平成16年通則第1号)第14条第2項に規定する大学共同利用機関長選考委員会(以下「選考委員会」という。)の組織及び運営については、この規程の定めるところによる。

(設置)

第2条 選考委員会は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構(以下「機構」という。)が設置するそれぞれの大学共同利用機関(以下「機関」という。)ごとに置く。

2 前項に規定する選考委員会は、機構長が設置する。

(審議事項)

第3条 選考委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 機関の長の選考に関すること。
- 二 その他機関の長の選考に必要な事項

(委員長)

第4条 選考委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第5条 選考委員会の委員は、機構の役員及び職員以外の者から9人を限度とし、機構長が委嘱する。

- 2 委員のうち、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第27条第2項第3号及び同法第28条第2項第5号に規定する経営協議会委員及び教育研究評議会評議員が半数以上含まれなければならない。

(任期)

第6条 選考委員会の委員の任期は、当該機関の長の選考に要する期間とし、当該機関の長の意見を聴取して、機構長が定める。

(議事)

第 7 条 選考委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 選考委員会の議事は、出席した委員の 3 分の 2 以上で決する。

(庶務)

第 8 条 選考委員会の庶務は、当該機関の総務担当課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、選考委員会の運営等に関し必要な事項は、選考委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。